第百三十条の三中「ときは」の下に「、当該違反行為をした者は」を加える。

第百三十一条中「場合には」の下に「、当該違反行為をした者は」を加え、同条第一号中「第五十八条第一項」の下に「、第六十七条第二項」を加え、同条中第五号を第七号とし、第四号の二を第六号とし、同条第四号中「第六十七条第三項」を「第六十七条第一項」に、「帳簿」を「報酬支払簿若しくは記録簿」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百三十二条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第百一条第二項の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

第百二十条の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第六号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第九十八条の規定に違反したとき。

三　第九十九条の規定による命令に違反したとき。

四　第百一条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　第百七条第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百三十三条の二を削る。

第百三十五条第一項中「第百三十二条第一号又は第百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号」を「第百三十二条第一項又は第百三十三条第二項」に改め、同条第二項中「第百三十三条第六号から第八号まで又は第十一号」を「第百三十三条第二項（第四号を除く。）」に改める。

本則に次の一条を加える。

第百三十六条　第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

附則に次の一条を加える。

第三条　第百十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項ただし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第百十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「の債権にあつては、」とあるのは、「（退職手当を除く。）の債権にあつては三年間、退職手当の債権にあつては」とする。

（船員職業安定法の一部改正）

第八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。

一　その内容が法令に違反する求人又は求職の申込み

二　その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人の申込み

三　労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（国土交通省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み

四　次条第一項の規定による明示が行われない求人の申込み

五　次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び第三十五条第七号において「暴力団員」という。）

ロ　法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十五条及び第五十六条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの

ハ　暴力団員がその事業活動を支配する者

六　正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み

第十五条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　地方運輸局長は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

3　求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第十六条の見出しを「（労働条件等の明示）」に改め、同条第一項中「労働条件」の下に「（次項において「従事すべき業務の内容等」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「労働条件の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　求人者は、求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者と労働契約を締結しようとする場合において、求職者に対して前項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を変更するときその他国土交通省令で定めるときは、当該求職者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他国土交通省令で定める事項を明示しなければならない。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第三十四条第二項中「次条第二号」を「第三十六条第二号」に改める。

第三十七条を削り、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条中「前条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（許可の欠格事由）

第三十五条　国土交通大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、同条第一項の許可を与えてはならない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者